

三重県観光振興基本計画 (令和6年度～令和8年度) 参考資料

- 参考資料1 三重県観光振興基本計画 目標項目・目標数値一覧
- 参考資料2 三重県観光に関する統計資料
- 参考資料3 アンケート結果
- 参考資料4 用語の説明
- 参考資料5 みえの観光振興に関する条例

参考資料 1 三重県観光振興基本計画 目標項目・目標数値一覧

<各目標項目・目標数値>

目標項目		コロナ前 (R1)	現状値 (R4)	目標数値 (R8)
主目標	観光消費額	5,564億円	4,269億円	6,000億円～ 7,000億円
副目標1	観光紹介意向率	36.3%	27.9%	45%
副目標2	観光従事者満足度	—	※R5現状値 52.6%	60%
副目標3	観光がプラスの効果をもたらすと捉えている地域住民の割合	—	68.1%	75%
戦略目標1-1	持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数	—	1地域	5地域
戦略目標1-1	先駆的DMOの認定数	—	0	1
戦略目標1-2	日本人宿泊者観光消費単価	26,922円	24,990円	令和元年比15%増
戦略目標1-2	外国人観光消費単価	44,000円	—	令和元年比15%増
戦略目標1-3	平均宿泊日数	1.18泊	1.23泊	1.33泊
戦略目標1-4	宿泊者満足度	42.7%	43.2%	50%
戦略目標1-4	県外宿泊者5回以上リピーター率	53.1%	58.3%	65%

※「—」は当該年度のデータ無し。

参考資料1 三重県観光振興基本計画 目標項目・目標数値一覧

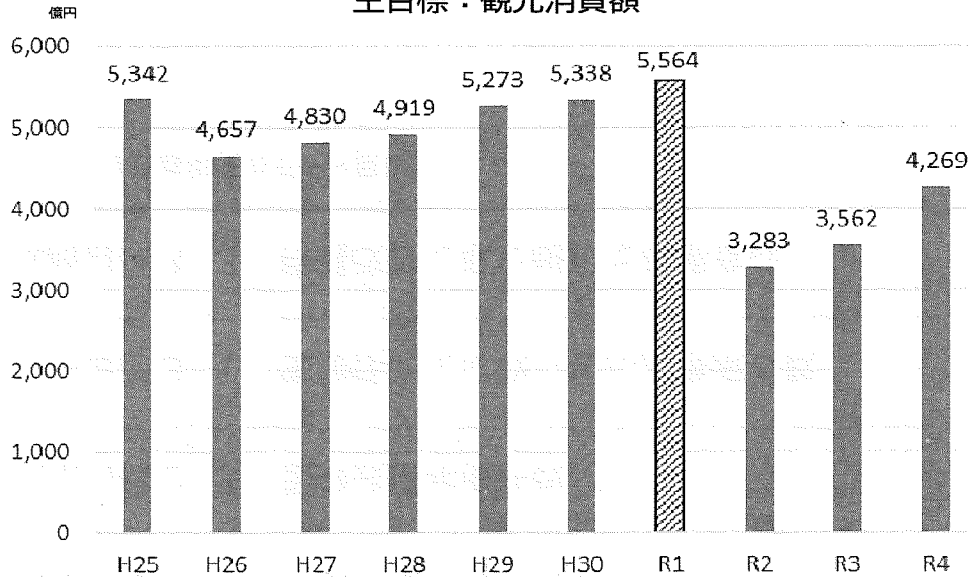
<各目標項目・目標数値>

目標項目	コロナ前 (R1)	現状値 (R4)	目標数値 (R8)
戦略目標2-1 観光地域マーケティング戦略を策定したDMOの数	—	0	3
戦略目標2-2 日本人延べ宿泊者数	821万1千人	683万1千人	995万6千人
戦略目標2-2 宿泊を伴う教育旅行で県外から訪れた学生数	34,740人	68,895人	69,000人
戦略目標2-3 外国人延べ宿泊者数	38万9千人	4万9千人	45万4千人
戦略目標2-3 国際会議開催件数	13件	5件	15件
戦略目標3-1 生産性向上に取り組んだ事業者数	—	—	累計40者
戦略目標3-2 待遇改善に取り組んだ事業者数	—	—	累計40者

※「—」は当該年度のデータ無し。

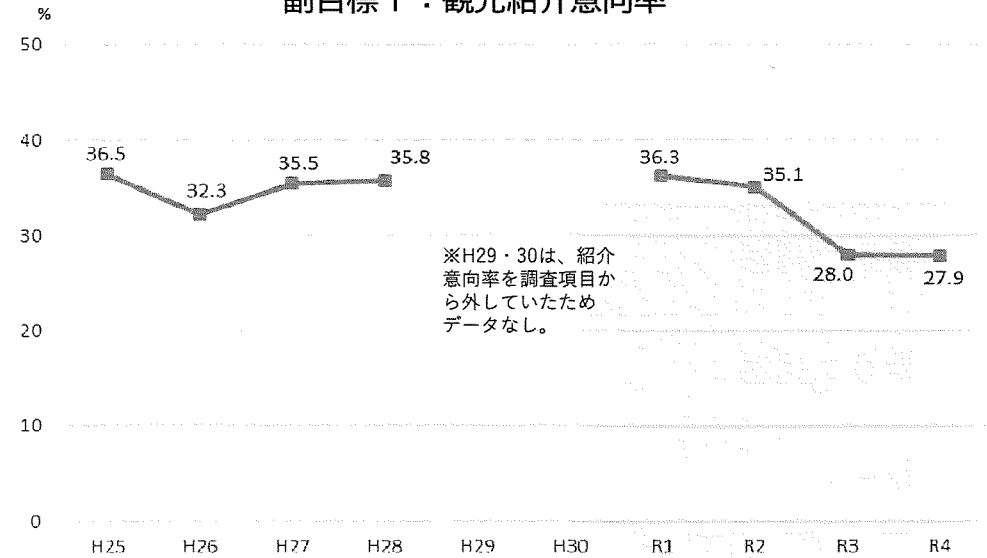
参考資料2 三重県観光に関する統計資料：計画目標に関する統計

主目標：観光消費額



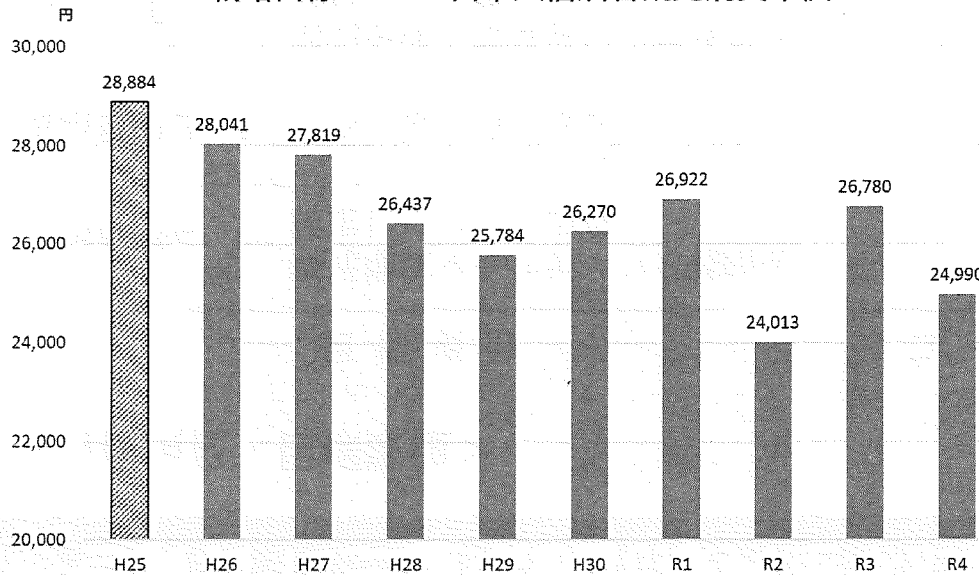
出典：県「観光レクリエーション入込客数推計書」、県「観光客実態調査」、観光庁提供データから算出

副目標1：観光紹介意向率



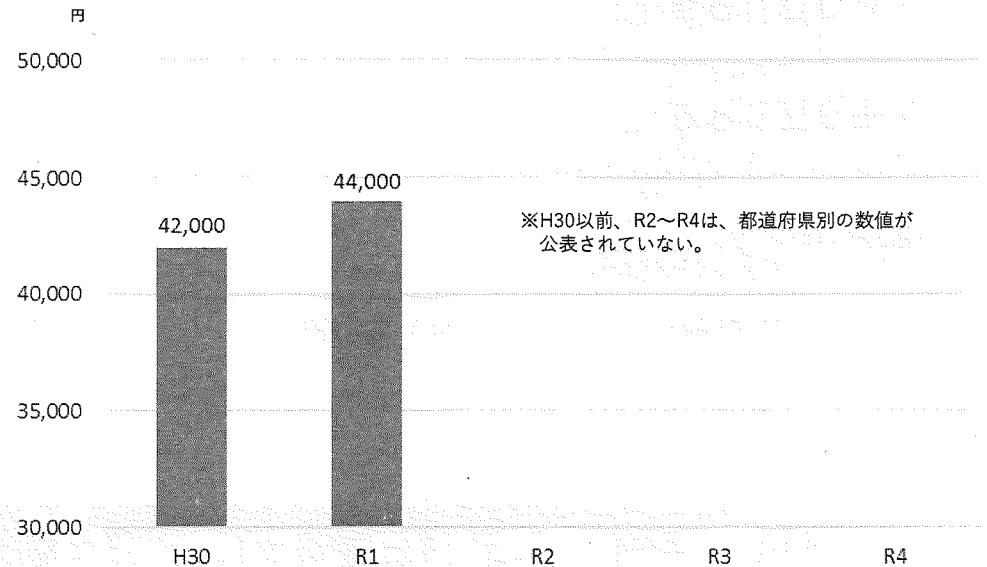
出典：県「観光客実態調査」の「紹介意向」にて、「大変そう思う」と回答した人の割合

戦略目標1-2：日本人宿泊者観光消費単価



出典：県「観光客実態調査」

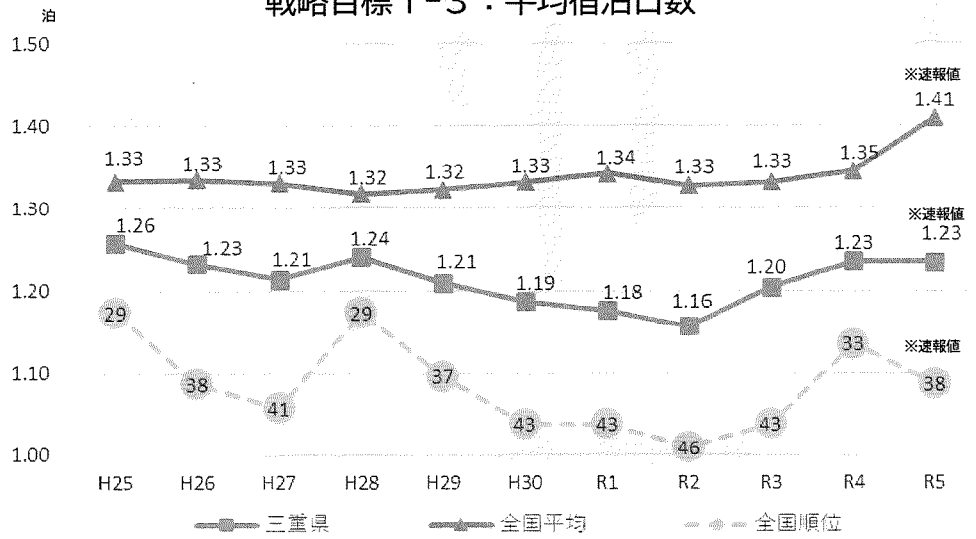
戦略目標1-2：外国人観光消費単価



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

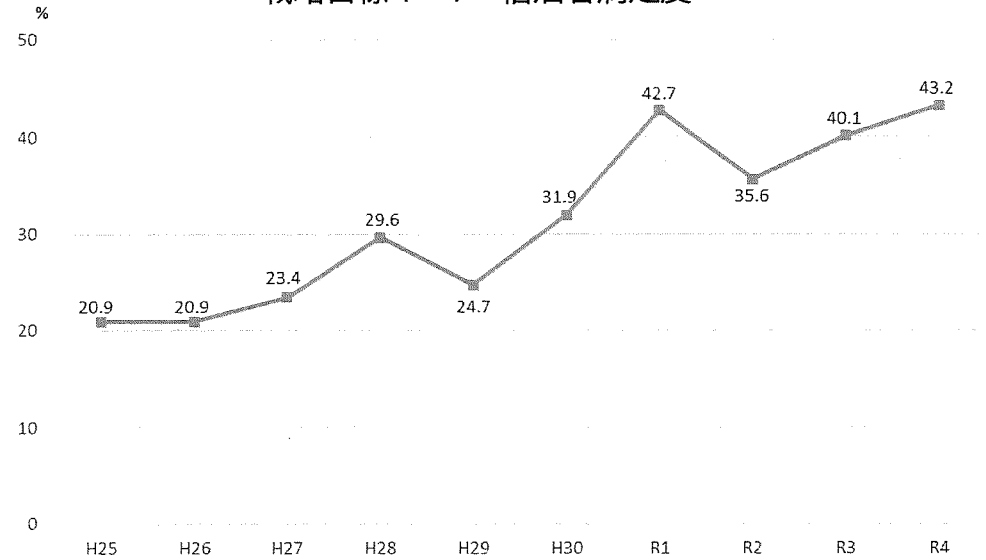
参考資料2 三重県観光に関する統計資料：計画目標に関する統計

戦略目標1-3：平均宿泊日数



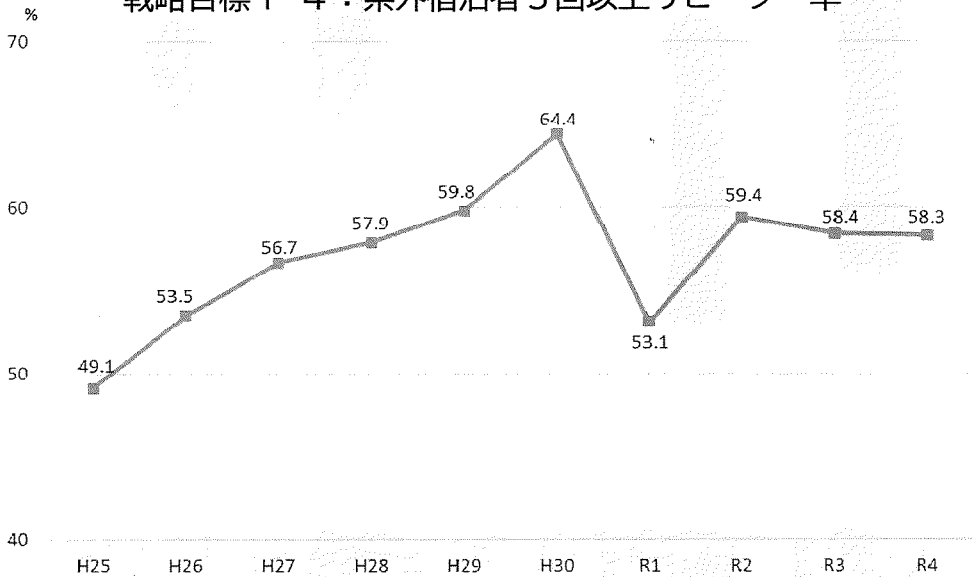
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

戦略目標1-4：宿泊者満足度



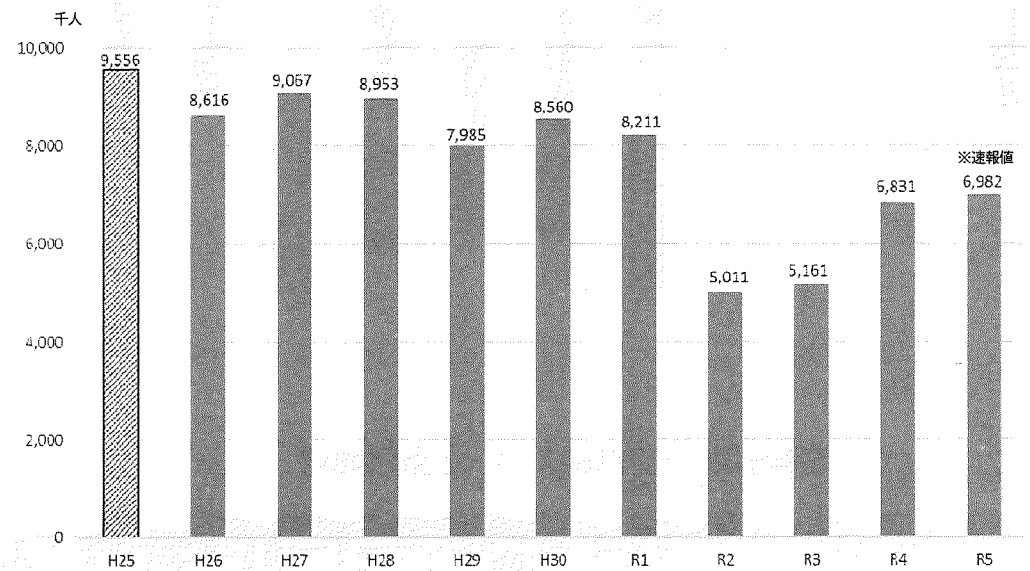
出典：県「観光客実態調査」にて、三重県観光について「大変満足」と回答した人の割合

戦略目標1-4：県外宿泊者5回以上リピーター率



出典：県「観光客実態調査」にて、県外からの宿泊者で5回以上三重県に来訪していると回答した割合

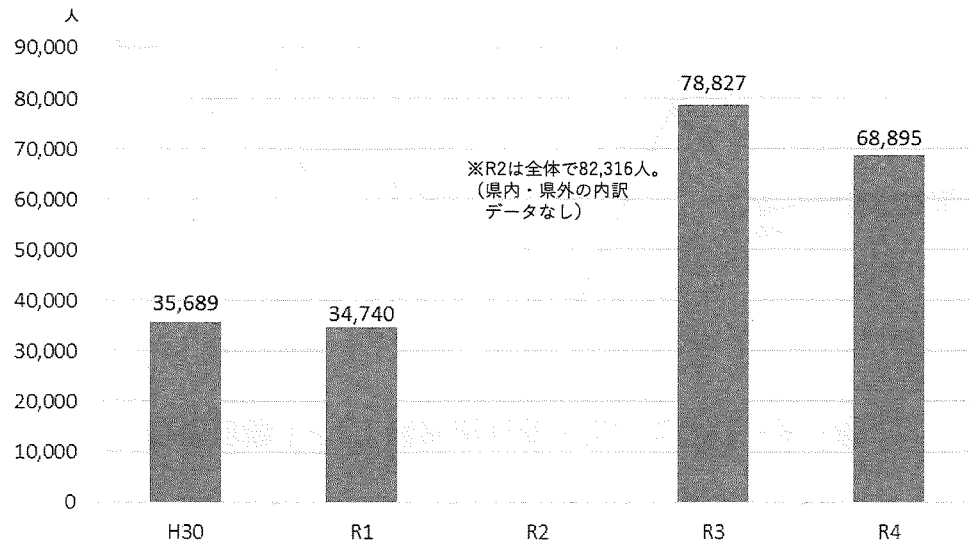
戦略目標2-2：日本人延べ宿泊者数



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

参考資料2 三重県観光に関する統計資料：計画目標に関する統計

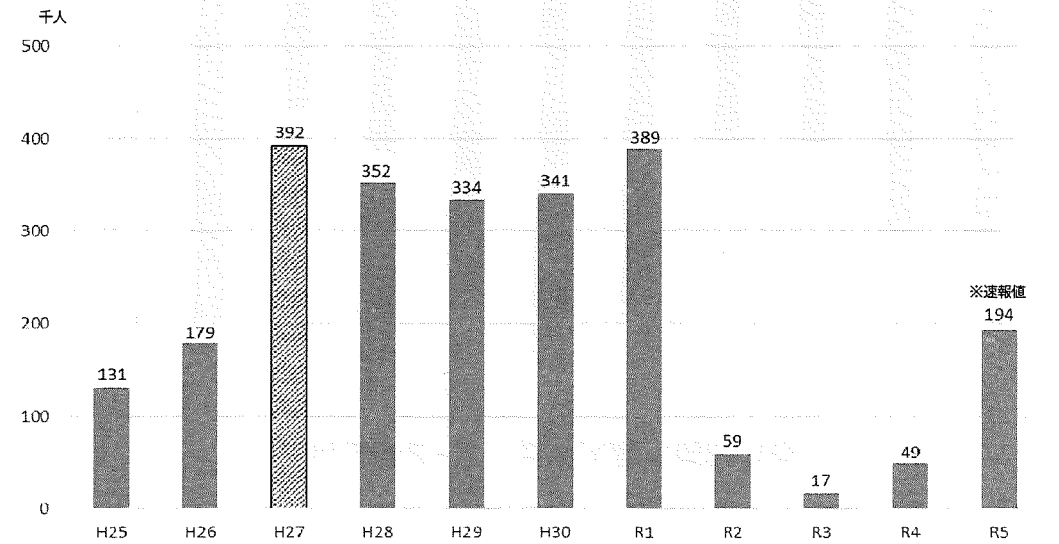
戦略目標2-2：宿泊を伴う教育旅行で県外から訪れた学生数



※R2は全体で82,316人。
(県内・県外の内訳
データなし)

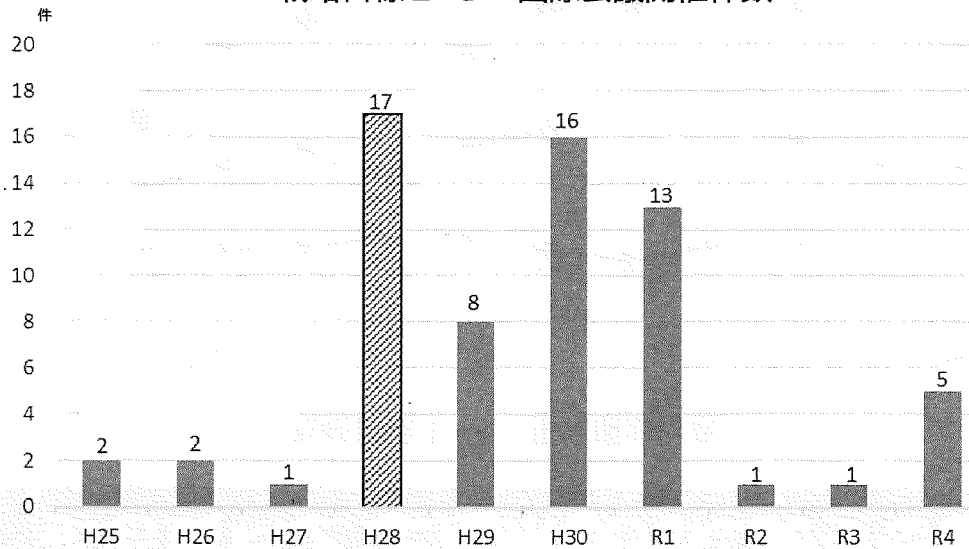
出典：(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構調査
※伊勢志摩地域の宿泊施設のみの集計

戦略目標2-3：外国人延べ宿泊者数



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

戦略目標2-3：国際会議開催件数



出典：県海外誘客課調べ

参考資料2 三重県観光に関する統計資料：計画目標に関する統計

<観光消費がもたらす経済効果>

○三重県で過去最高の観光消費額を記録した令和元（2019）年の観光消費額は5,564億円であり、経済波及効果^{※1}は7,209億円、付加価値額^{※2}は4,315億円（県内総生産の5.3%）、雇用創出効果^{※3}は69,441人（県内就業者数の8.0%）と推計されます。

※1 経済波及効果＝直接効果＋第1次間接波及効果＋
第2次間接波及効果

※2 付加価値額＝生産活動によって新たに生み出された価値。
県民経済計算の県内総生産（GRP）に相当

※3 雇用創出効果＝経済波及効果の増加により必要となる
雇用者数

（直接効果）

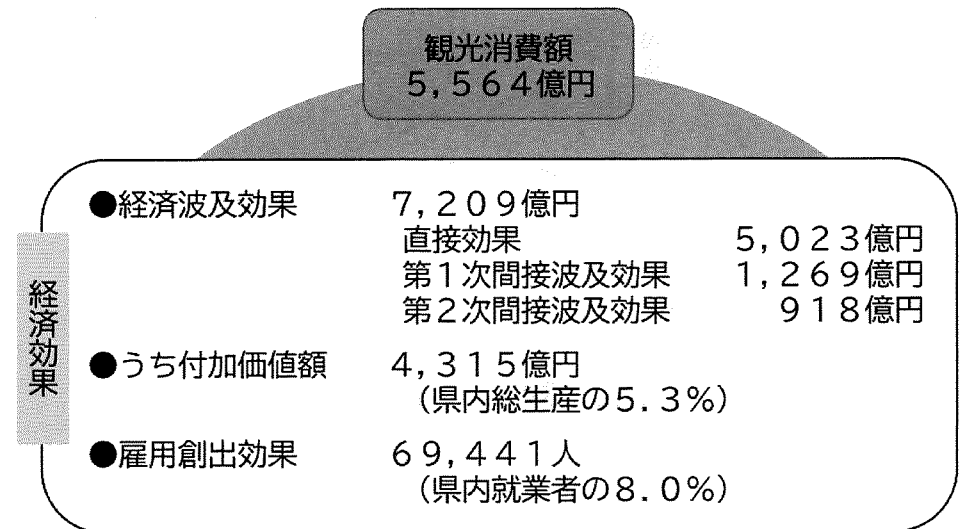
観光消費額（宿泊施設、飲食店および土産物店等に支払われる消費額）のうち、県外へ漏れる需要を除いた県内の生産活動に直接影響を及ぼす額（県内需要増加額）。観光消費額に県内自給率を乗じて求める。

（第1次間接波及効果）

宿泊業や観光施設、飲食業を営業するため、食材や雑貨等の原材料が新たに調達され、これらの原材料を生産する産業は、さらに新たな原材料を必要とする。こうした次々に発生する原材料を供給するための生産活動からもたらされる生産・サービス等の増加額。

（第2次間接波及効果）

直接効果および第1次間接波及効果により各産業の雇用者所得が誘発され、その一部が消費にまわることによって、さらに引き起こされた生産活動から新たにもたらされる生産・サービス等の増加額。



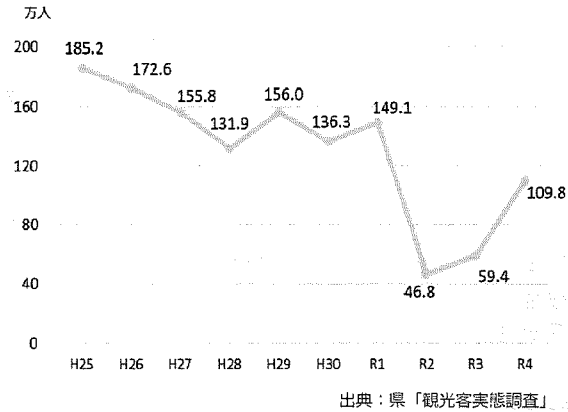
「平成27年(2015年)三重県産業連関表(42部門)」を使用し、県「観光レクリエーション入込客数推計書(令和元年)」・県「観光客実態調査(令和元年度)」、観光庁提供データに基づき推計

参考資料2 三重県観光に関する統計資料：三重県への旅行者の動向

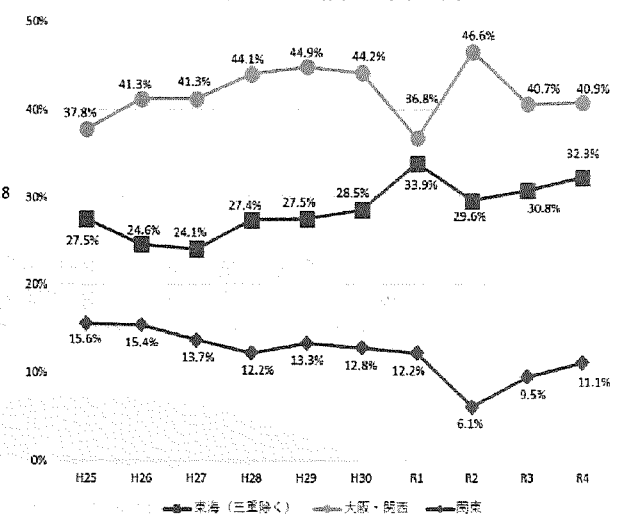
<日本人宿泊来訪者の動向>

- ・第62回式年遷宮（平成25（2013）年）以降、首都圏からの宿泊来訪者シェア、宿泊来訪者（推計）はともに減少傾向にあります。
- ・首都圏からの宿泊来訪者の観光消費額は他地域よりも高額であり、愛知県・大阪府の宿泊来訪者と比較すると、約5千円～1万円高くなっています。
- ・首都圏からの来訪者は宿泊日数も長期の傾向があり、愛知県・大阪府と比較すると約0.2～0.6泊長くなっています。

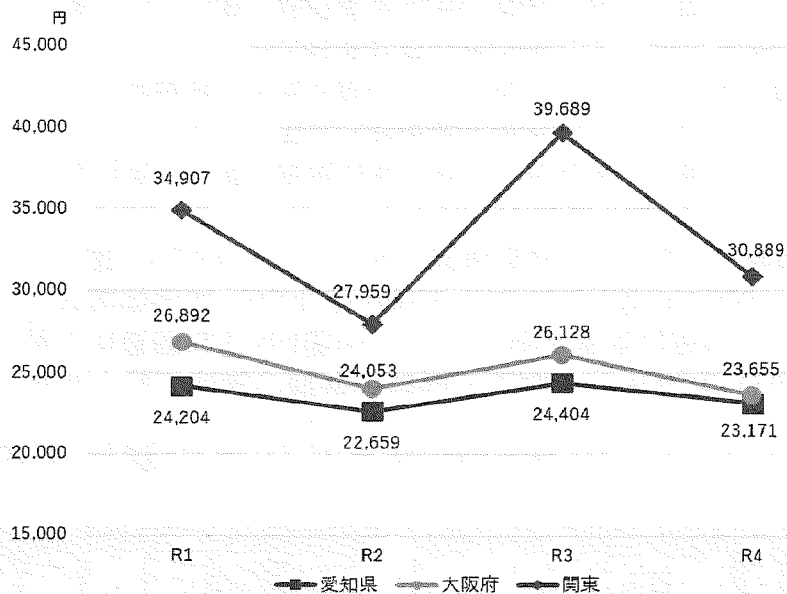
首都圏からの宿泊来訪者（推計）



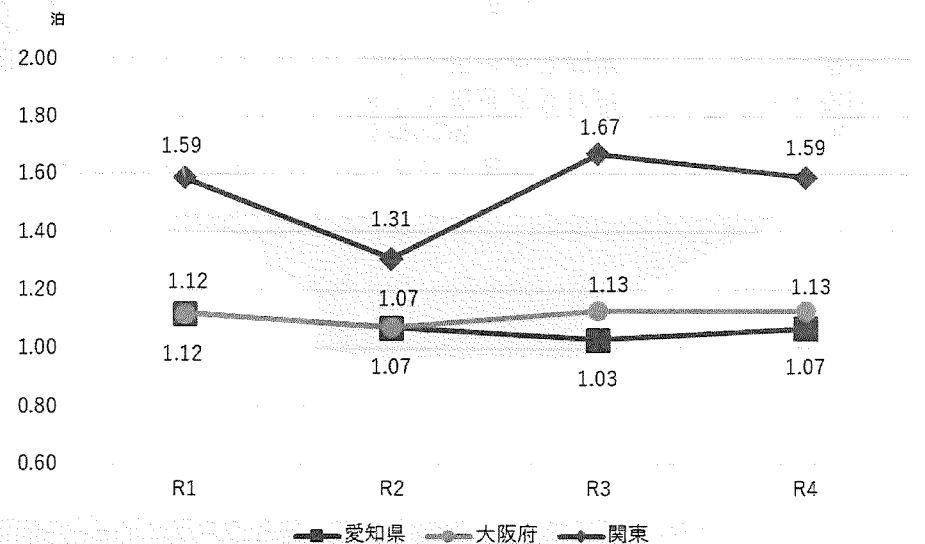
3大都市圏からの宿泊来訪者シェア



宿泊来訪者の発地別観光消費額



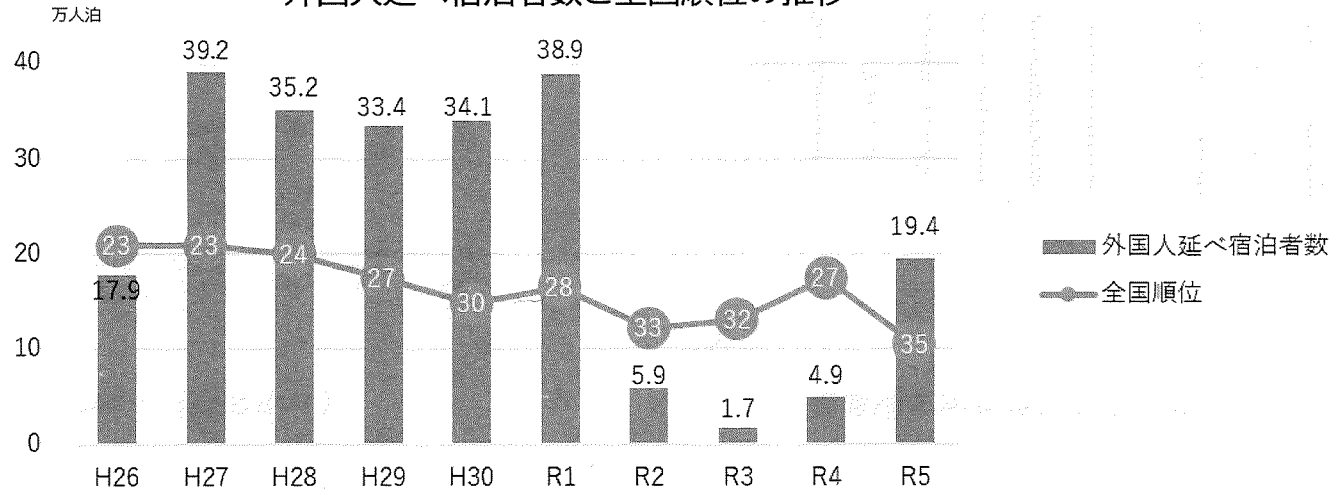
発地別平均宿泊日数



参考資料2 三重県観光に関する統計資料：三重県への旅行者の動向

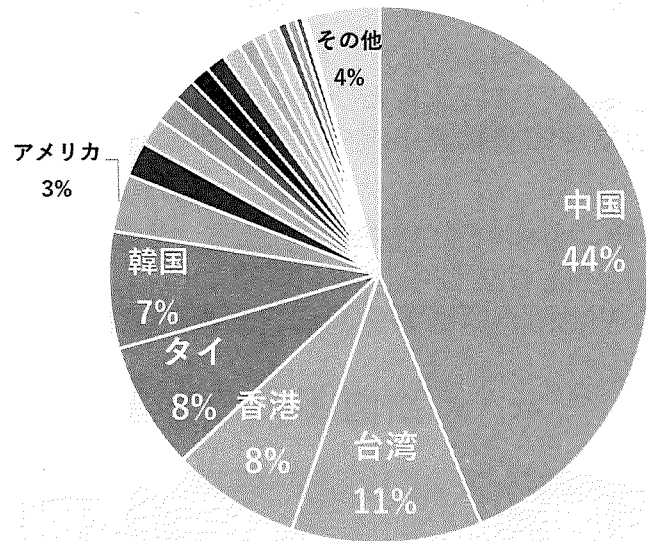
<インバウンドの動向>

外国人延べ宿泊者数と全国順位の推移

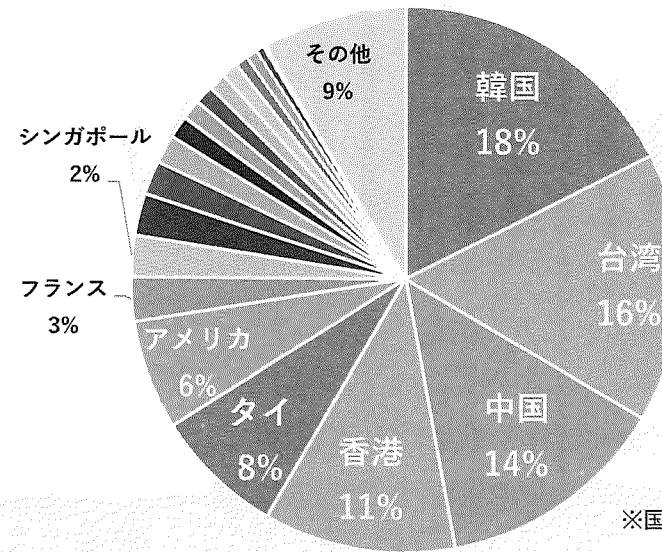


外国人延べ宿泊者数の国別割合

【令和元（2019）年】



【令和5（2023）年】



※令和5年は速報値
※国籍不明の宿泊者数は除外

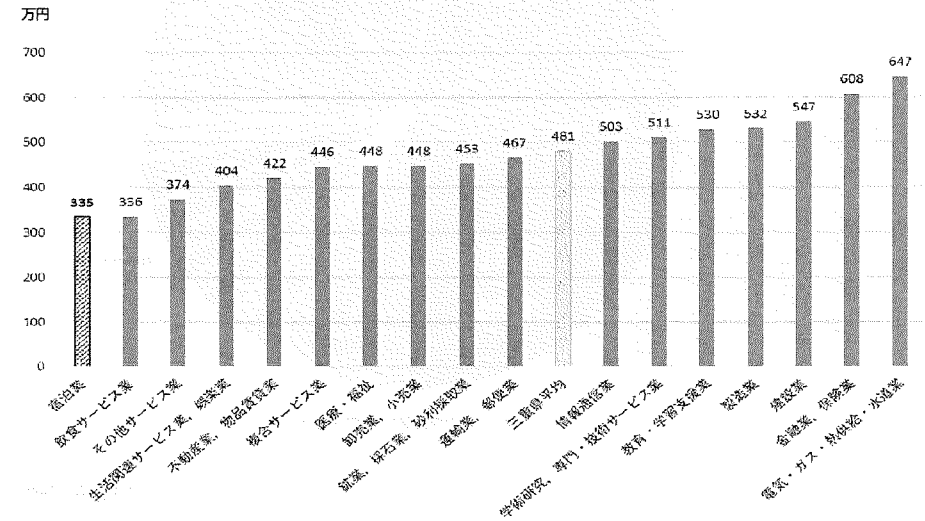
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

参考資料2 三重県観光に関する統計資料：観光産業に関する統計

<三重県の観光産業の労働環境>

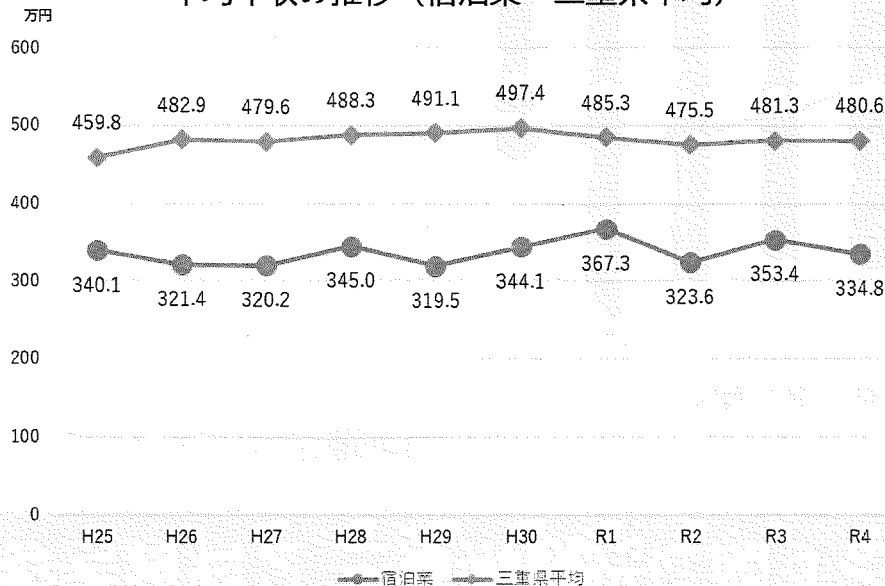
- 令和4（2022）年の三重県における産業別平均年収は、全体平均481万円に対し、「宿泊業」の平均年収は335万円で全体平均より146万円低く、産業別でも最も低い水準となっています。
- 宿泊業の年収の推移を見ると、多少の変動はあるものの、三重県平均より約120～170万円低くなっており、三重県平均と比較して大きな差があります。
- 令和3（2021）年度の三重県における年次有給休暇の平均取得日数は、全体平均10.4日に対し、「宿泊業・飲食サービス業」は6.7日と、全体平均より3日程度少なくなっています。

産業別平均年収（令和4年）



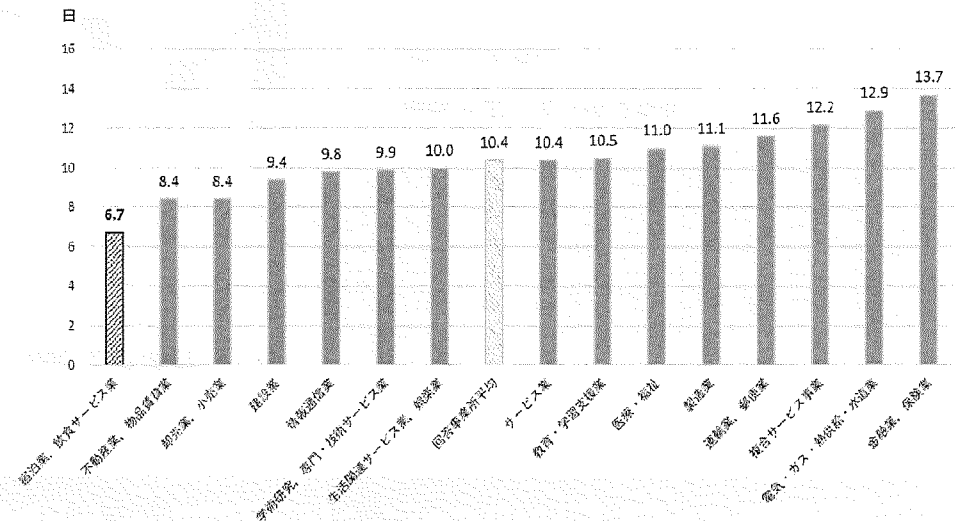
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

平均年収の推移（宿泊業・三重県平均）



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

産業別年次有給休暇の取得状況（令和3年度）



出典：県「令和4年度三重県内事業所労働条件等実態調査」

参考資料3 アンケート結果

<三重県の観光地域診断（D-NEXT）結果の概要>

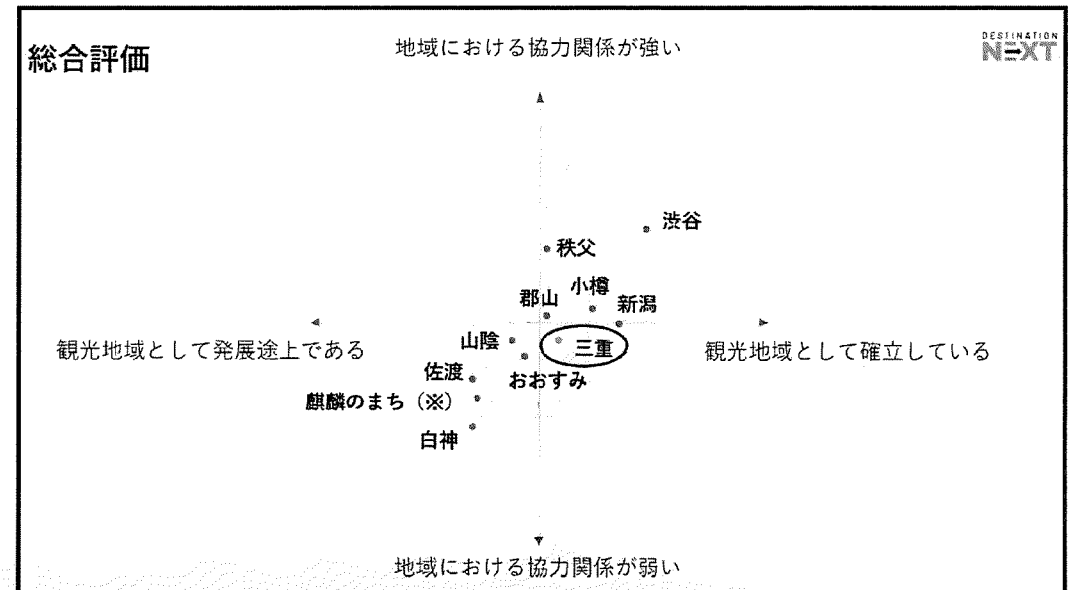
- ・三重県では令和5（2023）年6～7月に観光関連事業者、観光関連団体、県議会議員、行政関係者等を対象に観光地域診断（D-NEXT）にかかるアンケート調査を実施し、687名の方に回答いただきました。
- ・アンケートは約140項目にわたり、対象者の自己評価に基づき三重県の観光地としての位置づけを可視化するもので、その結果は以下のとおりとなりました。

※D-NEXTとは：

米国のNext Factor社が開発した観光地域診断ツール。公益社団法人日本観光振興協会が同社と連携して自治体等に対し活用を薦めている。観光関係者等を対象にアンケートを実施し、観光地としての位置づけを「観光地域としての発展の度合い」と「地域における協力関係の強さ」の2つの軸で可視化し、観光地や観光推進組織に対する評価を得ることができる。

1. 三重県の総合評価

- ・三重県は、観光地域としての発展の度合いは平均を上回りましたが、地域における協力関係の強さは平均をやや下回りました。
- ・全国11地域での比較において、観光地域としての発展の度合いが第4位、地域における協力関係の強さが第6位となっており、いずれの評価からも発展・強化の余地があると考えられます。



参考資料3 アンケート結果

2. 観光地域としての発展の度合い

- ・「宿泊」「観光・娯楽施設や体験」「健康と安全」は評価が高く、本県の強みと考えられます。一方、「地域内での移動のしやすさ」は評価が低く、世界平均や日本全体の評価とのギャップが大きい「イベント・祭」とともに、本県の課題であると考えられます。
- ・令和5年9月15日に開催した観光地域診断（D-NEXT）結果報告会では、「飲食・買い物・エンターテインメント」のうち「ナイトライフ」が2.71と非常に低い評価となっているとの説明もありました。

観光地域としての強み	世界平均	日本	三重(全体)	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
宿泊	3.62	3.46	3.79★	3.72	3.77	4.02	3.78	3.62
観光・娯楽施設や体験	3.71	3.65	4.02★	3.95	4.10	4.06	4.08	3.85
飲食・買い物・エンターテインメント	3.52	3.38	3.54	3.55	3.49	3.62	3.48	3.45
芸術・歴史・文化と遺産	3.68	3.61	3.75	3.75	3.72	3.75	3.90	3.57
アウトドア体験	3.84	3.48	3.54	3.70	3.49	3.48	3.43	3.59
イベント・祭	3.68	3.71	3.44▲	3.43	3.38	3.62	3.22	3.34
スポーツイベント	3.44	3.41	3.44	3.43	3.41	3.56	3.47	3.46
健康と安全	3.32	4.17	3.99★	3.95	3.99	4.05	3.88	3.91
地域内での移動のしやすさ	3.03	3.16	3.02▲	3.01	3.03	3.00	3.13	3.02
地域外からのアクセス	3.27	3.30	3.47	3.53	3.57	3.41	3.46	3.24
インターネット等の通信環境	3.24	3.35	3.27	3.34	3.22	3.33	3.23	3.16
会議・講演会・展示会施設	3.38	3.25	3.40	3.34	3.34	3.65	3.28	3.15

★…高評価 ▲…低評価

3. 地域における協力関係の強さ

- ・「地域における協力関係」は、世界平均や日本全体の評価とのギャップが大きく、本県の課題であると考えられます。
- ・さらに、「DMOの安定した十分な財源」「DMOの組織経営・統治」「働き手の確保」の評価が低く、また、「公平性、多様性、インクルージョン」についても国内他地域と同様に評価が低く、これらも本県の課題であると考えられます。
- ・一方、「観光地域の持続性と回復性」は高評価となっています。

地域の連携	世界平均	日本	三重(全体)	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
地域における協力関係	3.75	3.53	3.35▲	3.31	3.27	4.16	3.40	3.22
地域関係者と住民の支持	3.53	3.83	3.66	3.60	3.68	3.92	3.56	3.58
観光産業の支持	3.84	3.72	3.63	3.51	3.64	4.27	3.62	3.46
行政機関の支持	3.67	3.87	3.67	3.53	3.69	4.08	3.67	3.45
DMOの安定した、十分な財源	3.33	3.04	3.13▲	3.08	3.09	3.70	3.25	3.10
DMOの組織運営・統治	3.77	3.90	3.27▲	3.50	4.44	3.58	3.47	3.27
観光地域の持続性と回復性	3.57	3.84	3.70★	3.71	3.68	3.96	3.70	3.73
公平性、多様性、インクルージョン	3.64	3.24	3.31▲	3.24	3.32	4.04	3.43	3.33
おもてなし文化	3.66	3.50	3.57	3.51	3.63	4.06	3.60	3.38
働き手の確保	2.90	3.06	3.04▲	3.02	3.08	3.22	3.01	2.83
緊急時対応	3.48	3.43	3.35	3.43	3.40	3.86	3.34	3.32
経済発展	3.93	3.79	3.57	3.51	3.58	4.36	3.66	3.41

★…高評価 ▲…低評価

参考資料3 アンケート結果

<観光従事者満足度アンケートの結果の概要>

- ・三重県では、令和5（2023）年12月に県内宿泊施設の従業員を対象として観光従事者満足度アンケートを実施し、340名の方に回答いただきました。
- ・アンケートでは、従業員自身に関する設問（年代、雇用形態、勤続年数等）、勤務する宿泊施設に関する設問（地域、施設タイプ、規模等）と、職場への満足度を5段階で回答していただき、さらに、その満足度に対して影響のある項目を回答していただき、その結果を分析しました。

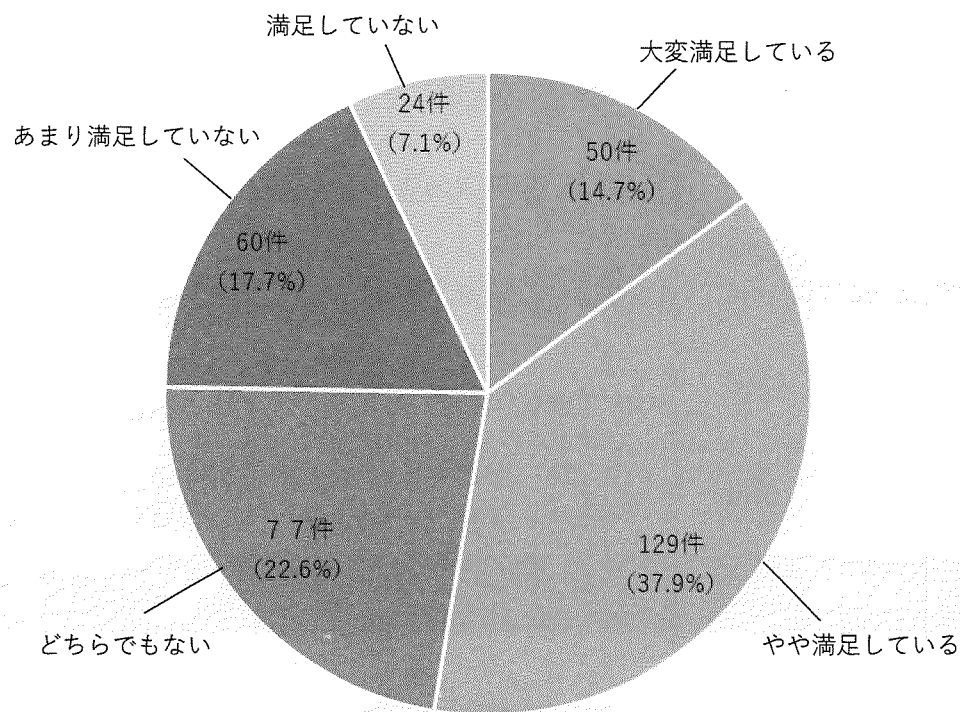
1. 満足度

- ・「大変満足している」と回答した割合は14.7%、「やや満足している」と回答した割合は37.9%となり、半数以上が満足しているという結果となりました。

2. 満足度に影響を与える要因

- ・満足度に最も影響を与えているのは「勤務体系（勤務日、勤務時間帯、勤務頻度）」でした。
- ・他の要因としては、「仕事に対するやりがい」、「給与水準」、「業務内容」、「人事評価制度」の順で影響を与えていることが分かりました。

現在の職場に対し、全体としてどれくらい満足していますか。



参考資料4 用語の説明

用語	解説	掲載箇所
伊勢路アルベルゲ	アルベルゲとはスペイン語で「巡礼宿」という意味で、「伊勢路アルベルゲ」とは、古道歩きをサポートするための熊野古道伊勢路の宿泊施設ネットワークのこと。	P15
イベントリスク	自然災害や経済危機、伝染病疾患の流行、国際紛争など、予想できない出来事によって生じる混乱の危険性のこと。	P37
インバウンド	「外から中に入ってくる」という意味。観光分野においては、外国人が旅行を目的に日本を訪問すること。	P5, 6, 14, 20, 25, 29, 31 32, 33, 34, 35, 40, 42
エクスカーション	会議公式プログラムの一部として、会議参加者及びその同伴者のために計画された視察旅行のこと。	P34
オーバーツーリズム	観光客が集中することによって、過度の混雑やマナー違反により地域住民の生活へ悪影響がもたらされ、旅行者の満足度も低下させること。	P8
サステナブル	「持続可能な」という意味。主に自然にある資源を長い期間維持し、環境に負荷をかけないようにしながら利用していくこと。	P10, 13
JNTO認定 外国人観光案内所	日本政府観光局（JNTO）が運用している外国人観光案内所の認定制度に基づき設置された案内所。案内所を立地・機能等により3つのカテゴリー及びパートナー施設に分けて認定しており、三重県内では22の案内所が認定を受けている。	P23
シームレス	シームレスとは「継ぎ目のない」という意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。	P15, 19, 22
セールスレップ	「Sales Representative」の略語で、「営業代理人」という意味。海外現地で外国人観光客を誘致するため、自治体や事業者の代理として情報収集や海外旅行会社へのセールス等のプロモーションを行う者のこと。	P33

参考資料4 用語の説明

用語	解説	掲載箇所
ダイレクトマーケティング	消費者と直接的に（ダイレクトに）コミュニケーションをとり、商品やサービスを宣伝・販売するマーケティング手法のこと。	P29
花とみどりの三重づくり条例	花とみどりの活用を通じて、優しさあふれる健やかなふるさと三重をめざすために制定された県の条例。	P23
パーソナルバリアフリー基準	バリアの基準は段の高さや施設の有無だけではなく、障がいの種類や程度により一人ひとり異なるという考え方のこと。	P24
ファムトリップ	観光誘客を促進するため、海外の旅行会社、メディア、インフルエンサーなどに現地を視察してもらうツアーのこと。	P15
報奨旅行	企業等において、成績が優秀な社員や販売店、取引先等を対象に、「報奨」として行う旅行のこと。	P34
三重県事業承継・引継ぎ支援センター	（公財）三重県産業支援センター内に設置されている、中小企業の事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口。	P38
メディアミックス	複数の異なるメディアを組み合わせる手法のこと。幅広い層の顧客に訴求しやすく、それぞれのメディアでお互いの弱みを補完し、強みを活かした広告展開ができる点が特徴。	P29
ユネスコエコパーク	豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のこと。県内では大台ヶ原・大峯山・大杉谷が認定されている。	P15, 19
ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。三重県ではワーケーションを「Work+Innovation」と位置づけている。	P19

参考資料4 用語の説明

用語	解説	掲載箇所
BCP	「Business Continuity Plan」の略。災害や事故などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	P24
DMO	「Destination Management/Marketing Organization」の略語。地域の「稼ぐ力」を引き出す「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を備えた法人。	P6, 7, 8, 11, 13, 19, 25 26, 27, 35, 43
DX	「Digital Transformation」の略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにする。	P5, 19, 38, 41
日本酒の地理的表示「GI」	酒類の地理的表示（GI：Geographical Indication）とは、国税庁が定める、酒類の確立した品質や社会的評価がその種類の産地と本質的なつながりがある場合において、その産地名を独占的に名乗ることができる制度のこと。	P20
Ma a S	「Mobility as a Service」の略。カーシェアリング、レンタカー、タクシー、配車サービス、シェアサイクルなど複数の移動サービスを結合し、利用者のニーズに基づいた移動手段の検索から予約、乗車、発券、決済を一括して行うことができる次世代の交通サービス。	P5, 22
MICE	企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国、国際機関・団体、学会等が行う会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。	P6, 25, 31, 32, 33, 34

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

平成23年10月20日
三重県条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 観光の振興に関する役割等（第4条－第8条）

第3章 観光の振興に関する基本的施策

第1節 国内外に対する観光宣伝活動の強化（第9条－第12条）

第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成（第13条－第16条）

第3節 観光旅行を促進するための環境の整備（第17条－第20条）

第4章 観光の振興に関する施策の推進（第21条－第24条）

第5章 三重県観光審議会（第25条－第31条）

附則

古くからお伊勢参りは「日本人の旅の原点」ともいわれ、全国各地の人々が強く思いを寄せる憧れの旅として、多くの人々を惹（ひ）き付けてきた。私たちの郷土三重県は、そのような旅人たちを温かく迎え、もてなしの心を今に伝えてきた地である。また、伊勢国（いせのくに）、志摩国（しまのくに）、伊賀国（いがのくに）及び熊野川以東の紀伊国（きいのくに）と呼ばれた地域で構成される本県では、縦横に発達した街道交通の要衝の地として県内各地が賑（にぎ）わい、人、情報、文化等の交流の場が形成されてきた。

観光振興の取組は、その地に住む人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、自らの地域の個性を磨き上げ、かつ、地域の存在価値を確立させる過程を通じ、郷土に対する誇りを持ち、愛着を感じることでできる社会の実現に貢献するものである。また、観光産業は多様な分野における特色ある事業活動によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域において、その発展に寄与することが期待されている。

しかしながら、近年の観光をめぐる情勢は、観光旅行者の需要の高度化、観光旅行の形態の多様化等著しく変化するとともに、全国各地の観光地間競争は激しさを増している。県内の観光地が訪れる人々を魅了し、かつ、これからも選ばれるためには、観光の振興に関する取組と県民生活の向上に寄与する取組が一体的に促進されるとともに、観光産業を本県の経済を牽（けん）引する産業の一つとして、その持続的かつ健全な発展に取り組んでいくことが必要である。

このような考え方に立って、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、本県の観光の振興に取り組むことにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、この条例を制定する。

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本県の観光の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 優れた自然の風景地、歴史的風土、文化的所産、豊かな食文化、多様な分野における産業、観光の振興に寄与する専門的知識及び技能を有する人材その他の観光の対象となる資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する事業を行う団体をいう。
- (4) 県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。
- (5) 観光行動 県内の観光地を訪れる観光旅行を行うことをいう。
- (6) 誘客活動 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内の観光地に誘致することをいう。

(基本理念)

第3条 本県の観光の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること。
- (2) 県、市町及び県民等がそれぞれの役割を担いつつ連携が確保されること。
- (3) 本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されること。
- (4) 観光旅行者の満足度の向上が図られること。
- (5) 本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次の世代に継承が図られること。
- (6) 地域の環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られること。

第2章 観光の振興に関する役割等

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県域全体に係る観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、当該市町の区域の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第7条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、県、市町、観光関係団体及び地域における他の産業の事業者との連携協力を努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第8条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入体制の整備その他の観光の振興に関する取組に努めるものとする。

2 観光関係団体は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町その他の団体との連携協力を努めるものとする。

第3章 観光の振興に関する基本的施策

第1節 国内外に対する観光宣伝活動の強化

(本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化)

第9条 県は、本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進等に必要施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第10条 県は、国内の観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した旅行商品の開発その他の誘客活動の実施等に必要施策を講ずるよう努めなければならない。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第11条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の観光資源を活用した海外における誘客活動の実施、外国人観光旅客の受入体制の整備等に必要施策を講ずるよう努めなければならない。

(広域的な課題への対応)

第12条 県は、県の区域又は市町の区域を越えた広域的な課題への対応を図るため、観光地間の連携及び交流の促進等に必要施策を講ずるよう努めなければならない。

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

(地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第13条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の発掘若しくは創出又は活用等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(県民の観光行動の促進)

第16条 県は、県民の観光行動の促進を図るため、本県の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他の郷土に対する誇りと愛着の醸成等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第3節 観光旅行を促進するための環境の整備

(観光地における良好な景観の形成)

第17条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光旅行者の利便の増進)

第18条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等を始めとする全ての観光旅行者が安全かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光旅行の安全の確保)

第19条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(交通基盤の構築)

第20条 県は、観光の振興に資する交通基盤の構築を図るため、交通施設の整備の促進、観光旅行者の移動の円滑化等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

第4章 観光の振興に関する施策の推進

(基本計画)

第21条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する基本的な方針

(2) 観光の振興に関する主要な目標

(3) 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第25条の三重県観光審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

(観光に関する統計の整備等)

第22条 県は、市町、観光事業者及び観光関係団体と連携して、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、並びに観光に関する統計の整備を図るとともに、それらの成果を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町及び県民等と円滑な連携及び協働を図り、観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 三重県観光審議会

(設置)

第25条 本県の観光の振興に関する重要な事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、知事の附属機関として、三重県観光審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

参考資料5 みえの観光振興に関する条例

(委員)

第27条 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、観光部において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三重県観光事業推進審議会設置条例（昭和34年三重県条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日三重県条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日三重県条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。